





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月29日(金) 号 外(第13号)

## ■ 目 次

~-:

告 示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

2

## ■ 告 示

## ◎群馬県告示第282号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月29日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 失効する知事指定薬物の名称
  - (1) 1-[1-(ベンゾ [b] チオフェン<math>-2-イル)シクロヘキシル] ピペリジン(通称名 Benocyclid i dine、BTCP)及びその塩類
  - (2) N, Nージエチルー2ー  $\{2-[(4-メトキシフェニル) メチル] -5-ニトロー1 Hーベンゾ [d] イミダゾールー1ーイル <math>\}$  エタンー1ーアミン (通称名Metonitazene) 及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

- 3 指定が効力を失う日令和3年10月31日
- 4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111